

令和8年度東京都税制調査会
第1回 小委員会

【テーマⅡ】

地方法人課税の在り方

令和8年5月22日

「地方法人課税の在り方」 目次

資料名	頁
地方法人課税の在り方に関する論点	1
地方法人課税の性格（総務省HPより）	2
東京都税制調査会報告 地方法人課税の意義	3
法人課税の概要	4
法人実効税率の推移	5
国税・地方税の税収内訳（令和8年度地方財政計画額）	6
法人事業税及び法人住民税の税収の推移	7
令和8年度与党税制改正大綱（令和7年12月19日） 一部抜粋	8
地方法人課税のいわゆる「偏在是正措置」の主な経緯（平成20年度以降）	9
地方法人課税のいわゆる「偏在是正措置」の変遷①	10
地方法人課税のいわゆる「偏在是正措置」の変遷②	11
地方法人課税のいわゆる「偏在是正措置」の変遷③	12
東京都税制調査会報告 これまでのいわゆる「偏在是正措置」に対する評価	13
地方法人課税のいわゆる「偏在是正措置」による都の影響額の推移	14
いわゆる「偏在是正措置」による地方分権への影響	15

「地方法人課税の在り方」目次

資料名	頁
人口1人当たりの一般財源額（令和6年度決算）	16
地方税収の推移（全国）	17
法人事業税の割別税額推移（全国）	18
外形標準課税の概要	19
外形標準課税 税率の改正経緯	20
外形標準課税導入までの主な検討経緯	21
外形標準課税導入までの制度設計過程	22
東京都税制調査会報告 外形標準課税の意義・在り方	23

論点

令和8年度与党税制改正大綱において、地方法人課税に係る追加措置の検討が示された。真の地方自治の確立に向け、地方法人課税はどうあるべきか。

< 検討項目 >

- 法人事業税所得割・収入割に係る特別法人事業税・譲与税の割合を高める措置について
 - ー 応益原則、地方分権との整合性、これまでのいわゆる「偏在是正措置」に対する評価 等
- 新たに法人事業税資本割を特別法人事業税・譲与税の対象とする措置について
 - ー 応益原則、外形標準課税の意義・経緯 等

○ 法人事業税について

- ✓ 法人事業税は、法人が行う事業そのものに課される税であり、法人がその事業活動を行うに当たって地方団体の各種の行政サービスの提供を受けることから、これに必要な経費を分担すべきであるという考え方に基づき課税されるものです。
- ✓ 法人事業税は、事務所等を有する法人に、その事務所等が所在する都道府県が課税します。

○ 法人住民税について

- ✓ 法人住民税は、地域社会の費用について、その構成員である法人にも、個人と同様幅広く負担を求めるものです。
- ✓ 道府県民税と市町村民税があり、事務所等を有する法人に、その事務所等が所在する都道府県及び市町村がそれぞれ課税するものです。

- 法人事業税・法人住民税は、**地方自治体にとって不可欠な基幹税**であり、他の税とバランス良く組み合わせながら、引き続きその役割を果たしていくことが適当（H26）
- 法人事業税は、**法人の事業活動と行政サービスとの幅広い受益関係に着目した税**であり、**事業活動が行われる地域で課税する原産地原則に基づく**。このような**応益課税としての性格**は、法人事業税の負担額が法人所得計算において損金算入されることにも反映されている（H30）
- 地方法人課税は、所得循環の生産局面で課税するものであり、生産、分配、支出という三つの課税ポイントでバランス良く課税し、**均衡のとれた税体系を構築するという点からも重要**である（R 1）
- 地方自治体が行う都市基盤整備、治安の確保、防災への対応等は法人の事業活動に欠かせない行政サービスである。また、教育、子育て支援、医療、介護、環境対策等は、地域住民の生活を支えるだけでなく、**法人の事業活動を支えていることは明らかであり、法人には応分の負担を求めることが必要**である（R 4）
- 法人が事業活動を行う上では、地方自治体から様々な行政サービスを受けており、**その便益は利害関係者（従業者、株主、債権者、消費者等）にも及ぶ**。しかし、当該利害関係者は、必ずしも法人の事業所所在地に居住しているわけではない。そのため、法人に課税することにより、域外から通勤する従業者等に対して間接的に負担を求めることができる。特に東京においては、都外に居住する企業従業者を中心に昼間流入人口が約291万人（2015年）に上ることから、法人への課税には大きな意義がある（R 4）

法人課税の概要

法人税 (国)	※ 税収の33.1%は地方交付税の原資	所得	×	税率 23.2%	=	法人税額

地方法人税 (国)	※ 税収の全額が地方交付税の原資 法人住民税法人税割の一部を国税化したもの	法人税額	×	10.3%	

法人住民税 (県・市)	均等割	資本金等の額及び従業者数に応じて税率区分 7万円 ~ 380万円	}	県	法人税額	×	1.0%
				市	法人税額	×	6.0%

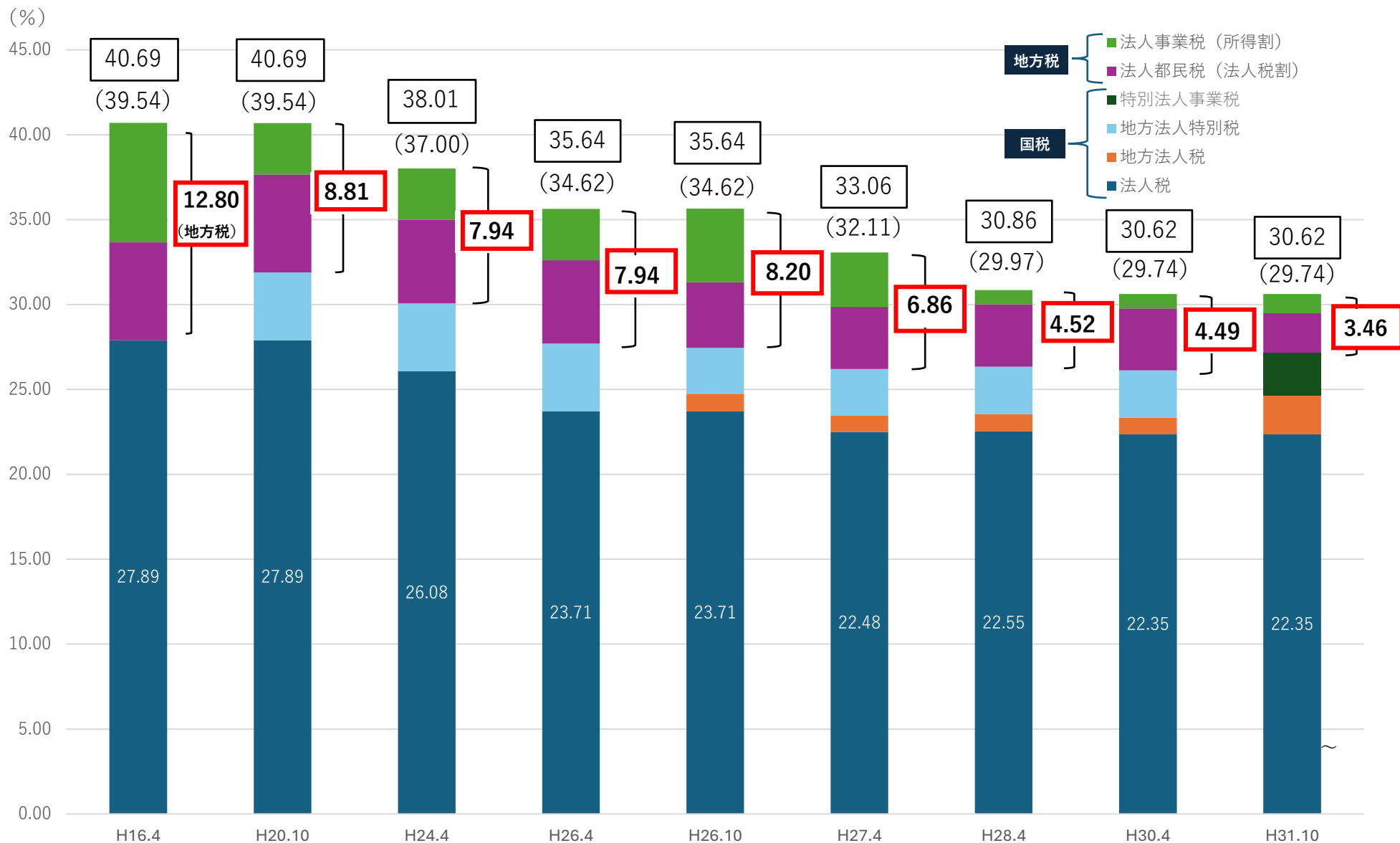
法人事業税 (県)	【資本金1億円超の普通法人(注1・2)】	外形標準課税	}	付加価値割	付加価値額 (収益配分額+単年度損益)	×	1.2%
				資本割	資本金等の額	×	0.5%
				所得割	所得	×	1.0% (2.6%相当)(注5)

法人事業税 (県)	【資本金1億円以下の普通法人(注1・2)・公益法人等】	所得割	所得	×	7.0% (2.6%相当)(注5)

法人事業税 (県)	【電気供給業・ガス供給業・保険業を営む法人】 (電気供給業(送配電事業)(注3)・ガス供給業(導管事業)(注4)・保険業を営む法人)	収入割	収入金額	×	1.0% (0.3%相当)(注5)

(注1) 当分の間、資本金1億円以下の普通法人のうち、当該事業年度の前事業年度に外形標準課税の対象であった法人であって、当該事業年度に資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超えるものは外形標準課税対象法人。(令和7年4月1日施行)
 (注2) 資本金1億円以下の普通法人のうち、資本金と資本剰余金の合計額が50億円を超える法人又は相互会社・外国相互会社の100%子法人等であって、資本金と資本剰余金の合計額が2億円を超えるものは外形標準課税対象法人。(令和8年4月1日施行)
 (注3) 小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業については、資本金1億円超の普通法人(注1・2)は収入割、付加価値割及び資本割により、資本金1億円以下の普通法人(注1・2)等は収入割及び所得割による。
 (注4) 導管事業以外の事業については、導管部門の法的分離の対象となる法人の供給区域内でガス製造事業を行う者は収入割、付加価値割及び資本割により、その他の者については他の一般の事業と同様。
 (注5) () 内は、特別法人事業税相当分の税率(外数)。

法人実効税率の推移



注1 税率は、東京都における資本金1億円超の外形標準課税の対象法人

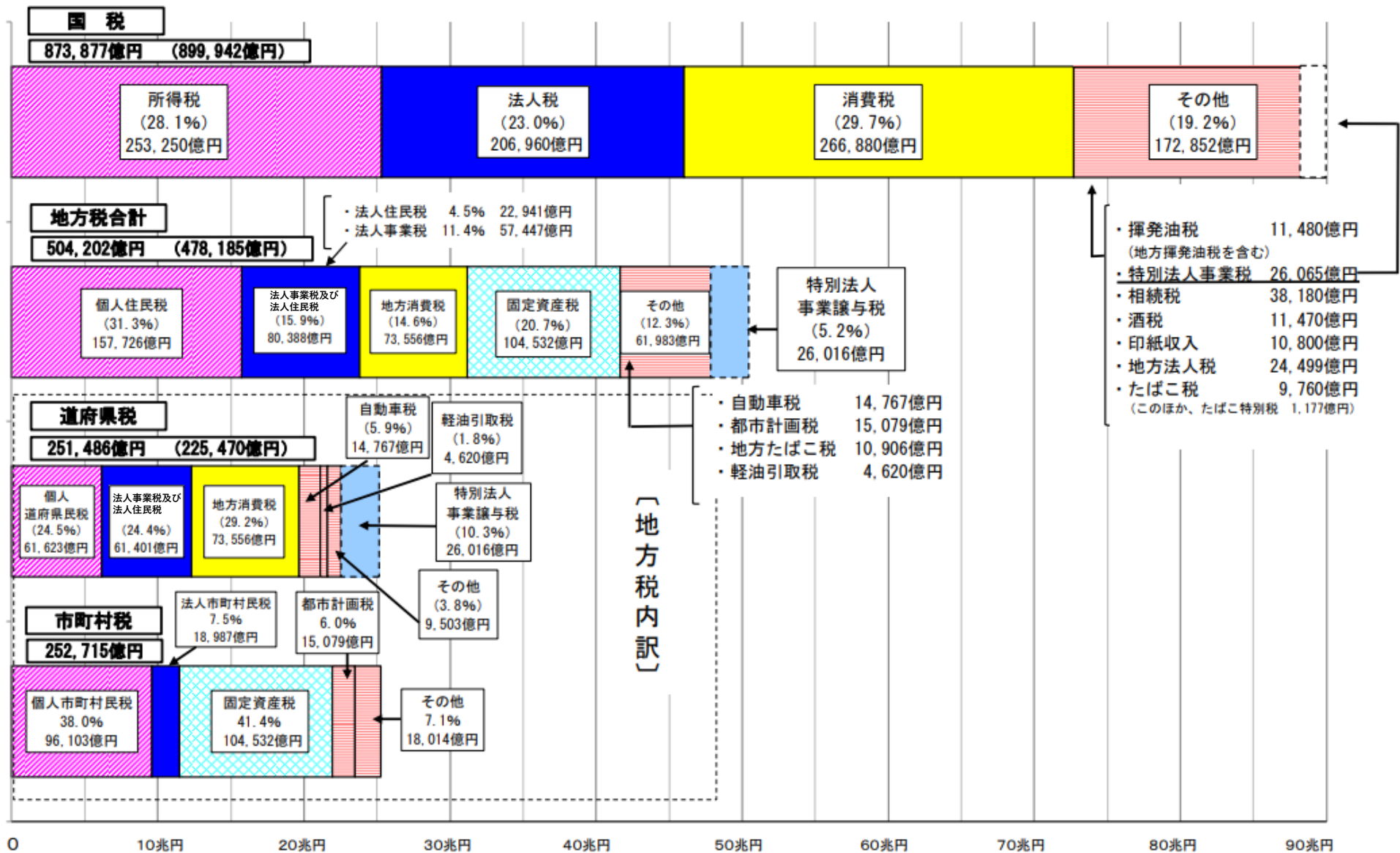
注2 括弧内の税率は、資本金1億円超の標準税率適用法人

注3 横軸は、各税率が適用される事業年度の開始年月。法人税は、復興特別法人税（平成24、25年度）を含む

注4 端数処理の関係で合計と内訳が一致しない場合がある

注5 令和8年4月1日以後に開始する事業年度から課税される防衛特別法人税を加味すると、標準税率適用法人における法人実効税率は30.64%となる

国税・地方税の税収内訳（令和8年度地方財政計画額）



注1 総務省「国税・地方税の税収内訳」（令和8年度地方財政計画額）より抜粋

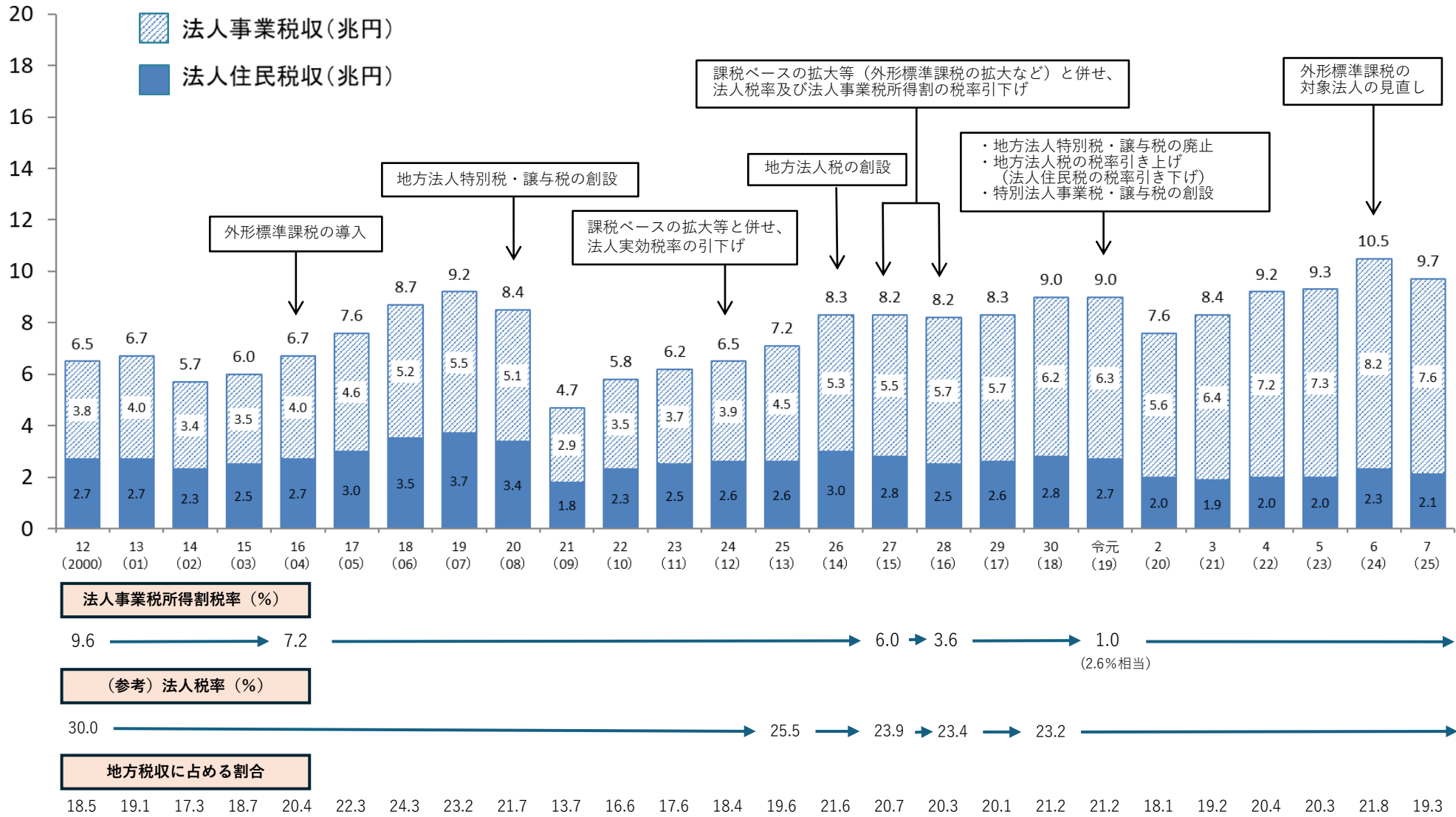
2 各税目の％は、それぞれの合計を100％とした場合の構成比である。

3 国税は特別会計を含み、地方税には、超過課税及び法定外税等を含まない。

4 国税は特別法人事業税を含まず、地方税は特別法人事業譲与税を含む。()内は、国税は特別法人事業税を含み、地方税は特別法人事業譲与税を除いた金額である。

5 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、計とは一致しない場合がある

法人事業税及び法人住民税の税収の推移



注1 政府税制調査会 第2回税制のEBPMに関する専門家会合(令和6年11月19日)財務省説明資料等より作成

注2 令和6年度までは決算額であり、超過課税を含まない。また、令和7年度は地方財政計画額である

注3 地方税においては、3月決算法人等の税収が翌年度の歳入となるため、制度改正の影響の大半は、翌年度以降に発生することに留意

注4 平成21年度以降の法人事業税税収は、地方法人譲与税及び特別法人事業譲与税を加算した額

注5 平成27年度以降の法人住民税は、地方法人税を含んでいない

注6 法人事業税所得割税率は、平成30年度までは地方法人特別税を含む税率であり、令和元年度以降は特別法人事業税を含まない税率(括弧内は特別法人事業税相当分の税率)

第一 令和 8 年度税制改正の基本的考え方

3 地方の伸びしろの活用・暮らしの安定

（3）都市・地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築

地方の活力は、すなわち日本の活力である。地方の伸びしろを活かし、地方の暮らしの安定と活力向上を図るためにも、地方公共団体が、地域の実情に応じたきめ細かな行政サービスを安定的に提供していくことが重要である。近年、地方税収が増加する中で、令和 6 年度・7 年度の東京都の財源超過額が 2 年連続で過去最高となるなど、都市・地方の財政力格差が拡大している。こうした状況を背景に、行政サービスの地域間格差も拡大しており、東京都と隣接する地方公共団体等からは「地域間格差が看過し得ない水準にまで拡大」との声が上がっている。

財政力格差や行政サービスの地域間格差は主に地方税源の偏在によって生じている。地方法人課税においては、大法人の本店の東京都への集中が続いていることに加え、東京都のみに納税する法人が増加し、特に資本金50億円以上の大法人においてその割合が高まるなど、税源が東京都に集中する状況が続いている。

（中略）

こうした観点から、特に偏在度の高い地方法人課税における税源の偏在を是正する追加的な措置として、新たに法人事業税資本割を特別法人事業税・譲与税の対象とするとともに、所得割・収入割に係る特別法人事業税・譲与税の割合を高めるなどの措置を検討し、令和 9 年度税制改正において結論を得る。

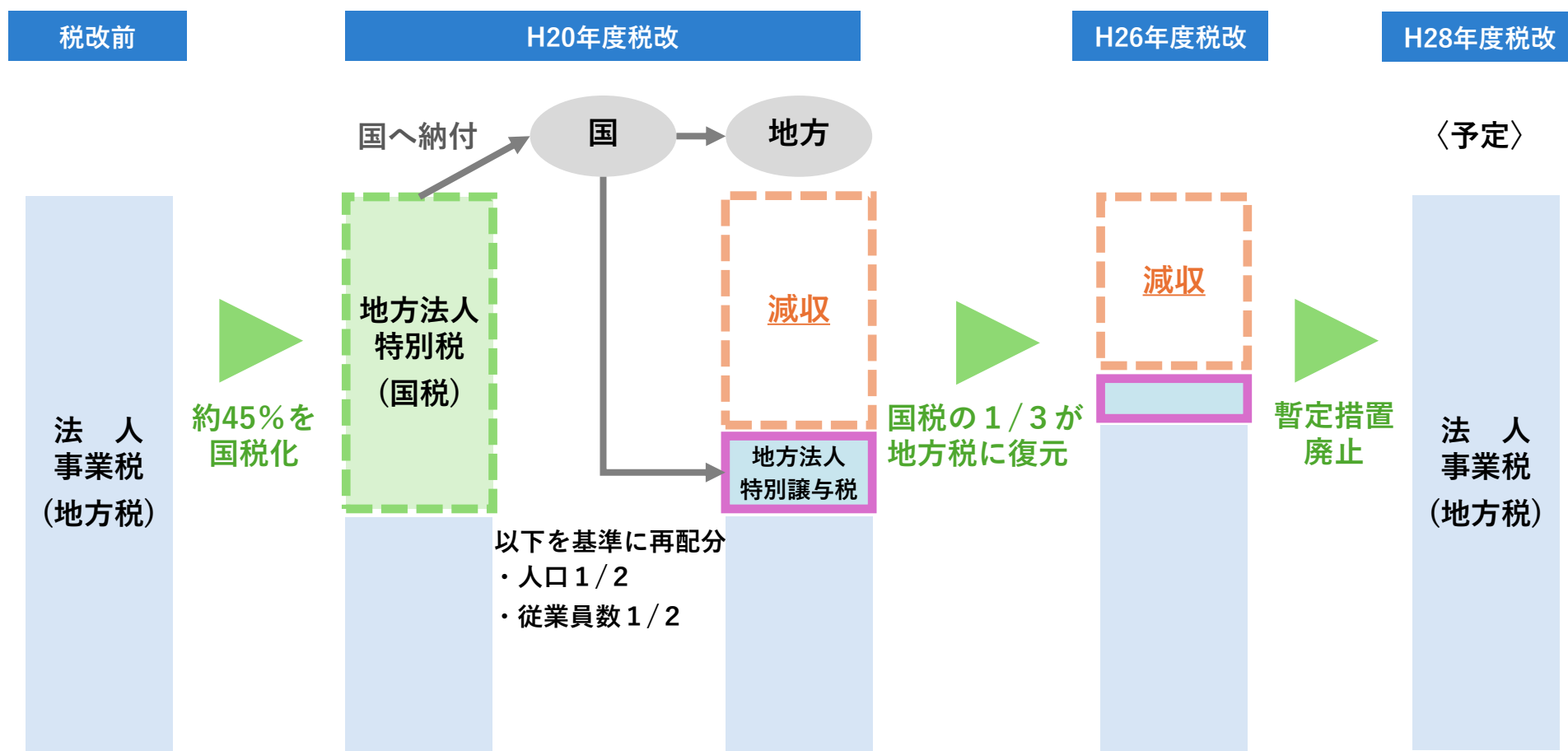
加えて、東京都が課税する特別区の土地に係る固定資産税について、著しく税収が偏在している状況に鑑み、その課税の仕組みや、東京都と特別区の事務配分の特例、都区財政調整制度といった東京都特有の制度への影響等を踏まえつつ、必要な措置を検討し、令和 9 年度以降の税制改正において結論を得る。

地方法人課税のいわゆる「偏在是正措置」の主な経緯（平成20年度以降）

年度	区分	概要	令和6年度 都の影響額 (決算ベース)
H20	法人事業税の 暫定措置	<ul style="list-style-type: none"> ● 税体系の抜本的改革が行われるまでの間の暫定的な措置として、法人事業税の一部を国税化し、その税収を原資に都道府県へ譲与税として再配分 	—
H26	法人住民税の 交付税原資化等	<ul style="list-style-type: none"> ● 法人事業税の暫定措置による国税化分のうち、1/3を法人事業税に復元 ● 消費税率の引き上げ（5%→8%）に伴う財政力格差の拡大への対応として、消費税率8%段階において、法人住民税の一部を国税化し、その全額を地方交付税原資化 	—
H28	法人住民税の 交付税原資化 の拡大等	<ul style="list-style-type: none"> ● 消費税率引き上げ（8%→10%）に伴う財政力格差の拡大への対応として、消費税率10%段階（当時はH29.4を予定）において、以下の措置を講ずることを決定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人事業税の暫定措置を廃止し、法人事業税として復元 ・ 法人住民税の地方交付税原資化を拡大 	<法人住民税> 交付税原資化 ▲8,238億円
R元	法人事業税の 恒久的な国税化 (新たな偏在 是正措置)	<ul style="list-style-type: none"> ● 地方税収が全体として増加する中で、地域間の財政力格差が拡大しているとして、消費税率10%段階において、恒久的な措置として、法人事業税の一部を国税化し、その税収を原資に都道府県へ譲与税として再配分 	<法人事業税> 国税化(譲与税化) ▲6,530億円

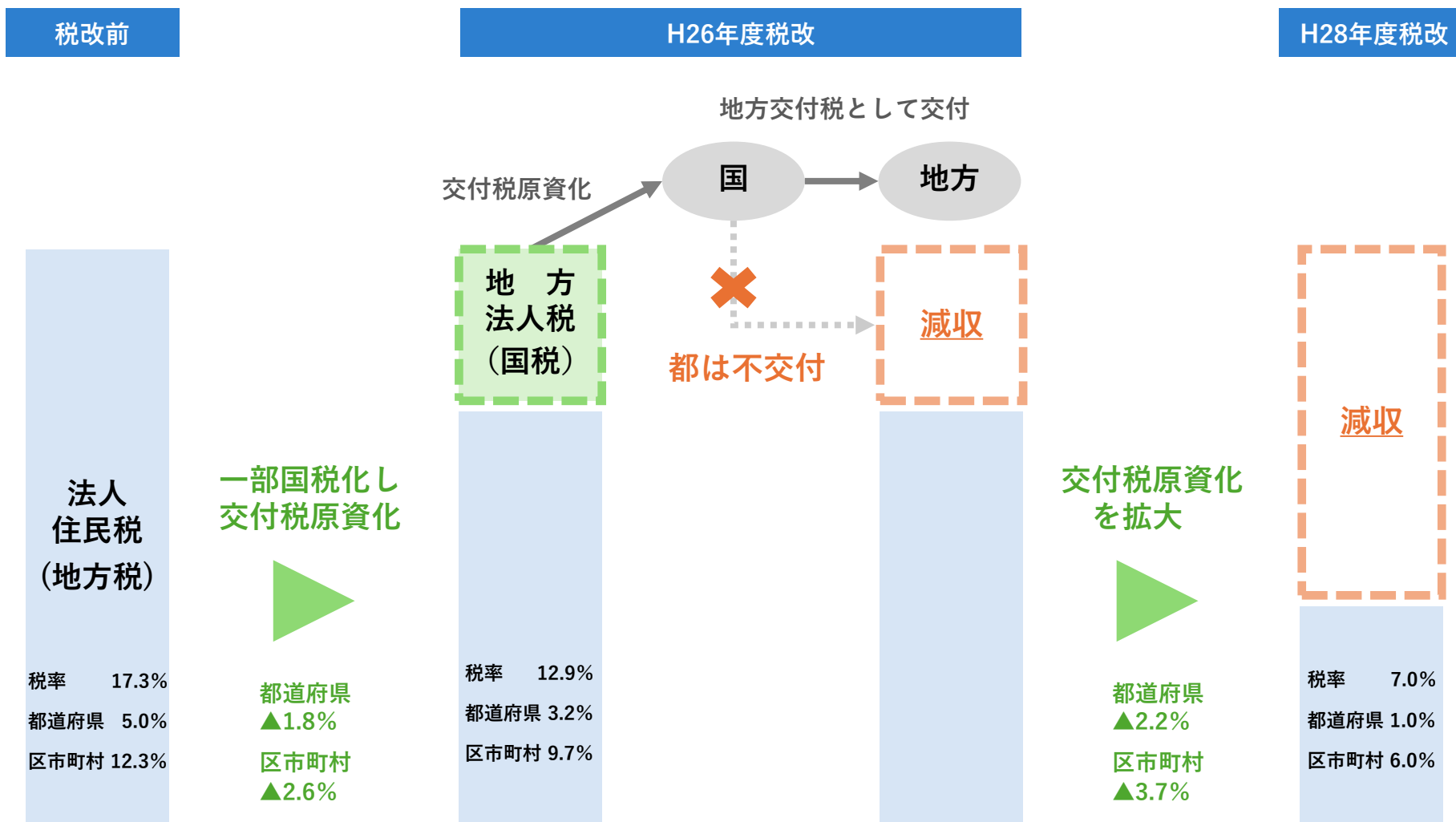
地方法人課税のいわゆる「偏在是正措置」の変遷 ①

- ✓ 平成20年度：税体系の抜本的改革が行われるまでの間の暫定的な措置として、法人事業税の一部を国税化し、都道府県へ再配分することとし、地方法人特別税及び地方法人特別譲与税を創設
- ✓ 平成26年度：国税化の規模が2/3となり、1/3が地方税（法人事業税）に復元
- ✓ 平成28年度：暫定措置を廃止（令和元年度に恒久的な措置として法人事業税の一部を国税化）



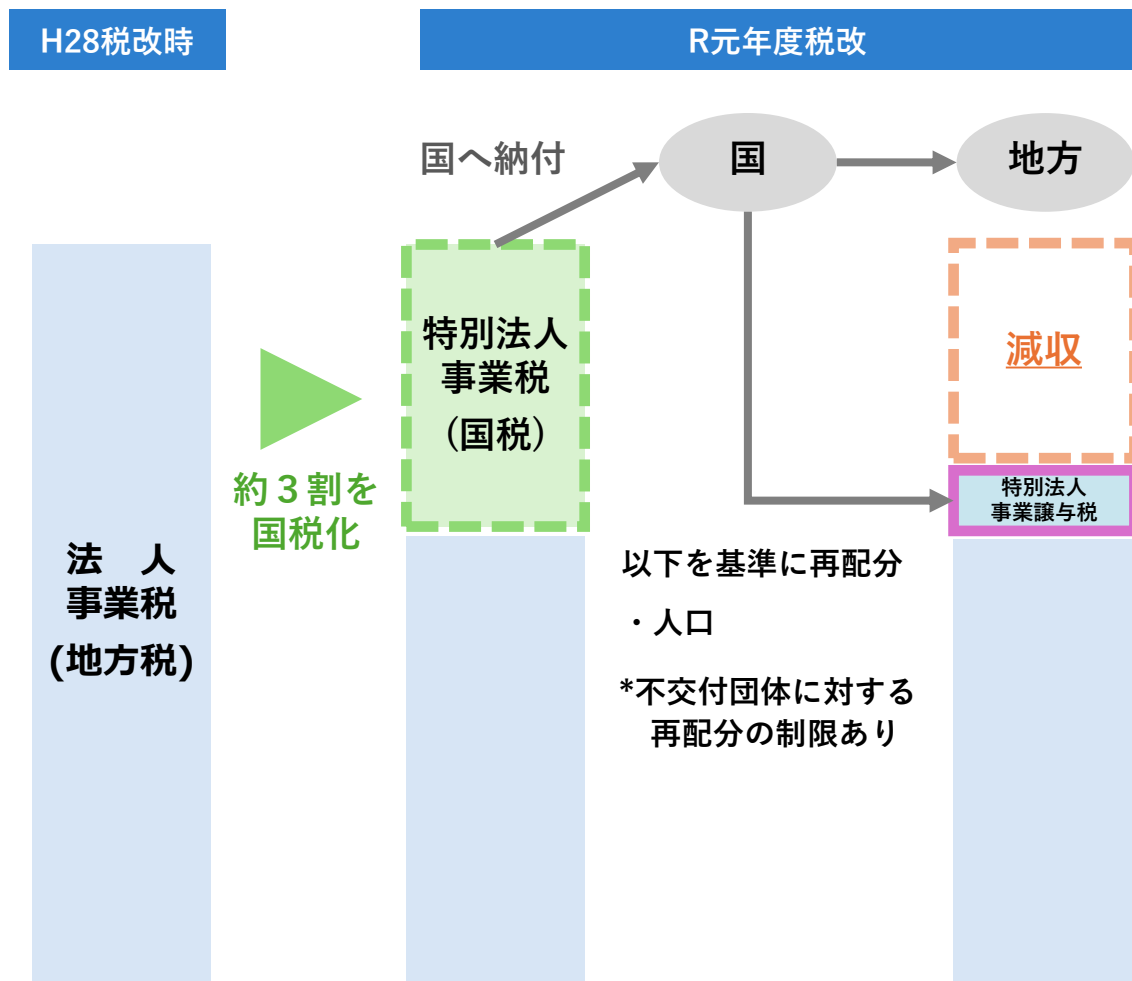
地方法人課税のいわゆる「偏在是正措置」の変遷 ②

- ✓ 平成26年度：消費税率8%段階において、法人住民税の一部を国税化し、その全額を地方交付税の原資化
- ✓ 平成28年度：消費税率10%段階において、法人住民税の地方交付税原資化を拡大



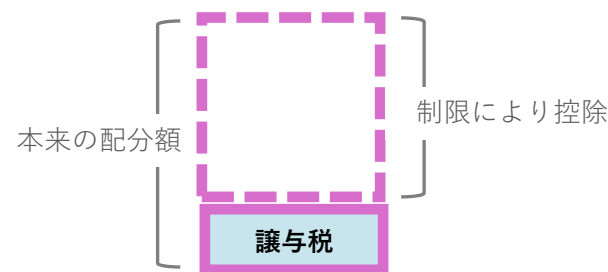
地方法人課税のいわゆる「偏在是正措置」の変遷 ③

- ✓ 令和元年度：地方税収が全体として増加する中で、地域間の財政力格差が拡大しているとして、消費税率10%段階において、**恒久的な措置**として、**法人事業税の一部を国税化**し、その税収を原資に都道府県へ再配分する、**特別法人事業税及び特別法人事業譲与税を創設**



■ 暫定措置からの変更点

- ✓ 再配分の算定基準を変更
人口 1/2 ・ 従業員数 1/2 ⇒ **人口のみ**
- ✓ 不交付団体に対する再配分の制限を導入
不交付団体については、**本来の配分額の最大75%を控除**



【H20 法人事業税の暫定措置に対して】

- 今回の一連の措置に関しては、戦後一貫して都道府県の独立の基幹税とされてきた法人事業税の一部を国税化し、受益と負担の関係を断ち切り、課税権を否定するものであり、分権改革に逆行するものと言わざるを得ない（H20）
- 法人二税については、既に地方の基幹税の一つとなっていること、法人も地方自治体の行政サービスを受けていること及び課税のバランスの点からも、引き続き地方税として維持していくことが必要である。分権の流れに逆行する地方法人特別税及び同譲与税は早急に廃止し、法人事業税を復元すべきである（H20）

【H26 法人住民税の交付税原資化等】

- そもそも地方の税源を国税化することは地方分権の流れに逆行している。法人住民税が都道府県だけでなく市町村の基幹税の一つであるという事実を無視し、偏在の是正という観点のみに基づいて地方の税源を国税化することには合理性・正当性がない（H26）

【H28 法人住民税の交付税原資化の拡大等】

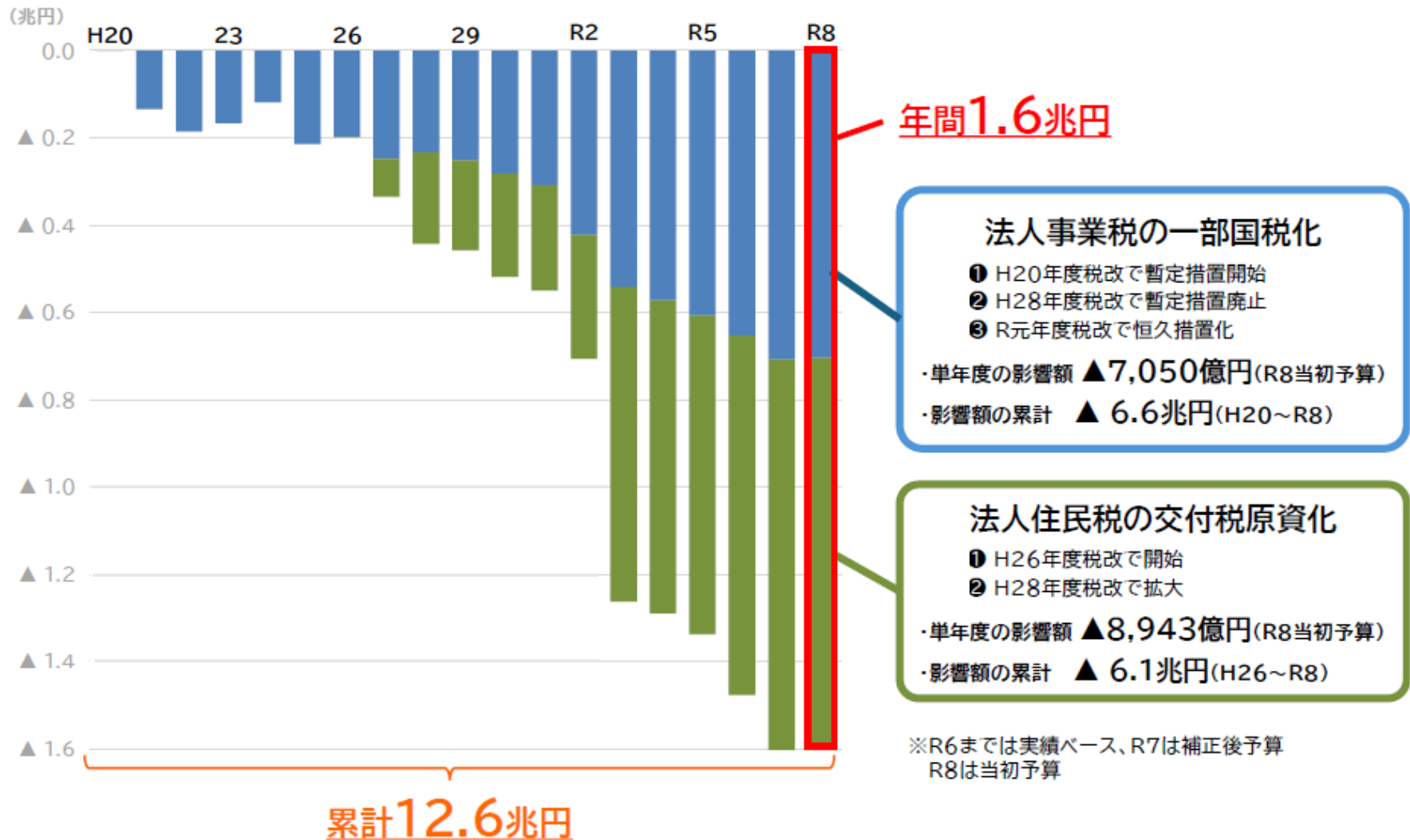
- 地域間の偏在是正と財政力格差の縮小という目的のために、地方自治体の重要な基幹税を国税化することに合理性はなく、国税である地方法人税を、地方税である法人住民税に復元するとともに、総体としての地方税財源を拡充する方向がとられるべきである（H28）

【H30 法人事業税の恒久的な国税化（新たな偏在是正措置）】

- 法人が受けた行政サービスに応じて負担する地方税を財政調整の手段として国税化し、応益関係のない地方に配分することは、受益と負担という地方税の重要な地方税の原則に反する。またそれは、都市特有の膨大な財政需要への対応についても何ら考慮していない（H30）
- 国が、新たな偏在是正措置の必要性を主張するのであれば、少なくともその前提として、過去10年に及ぶ偏在是正措置による地方への実質的効果及び定量的な最終到達目標が示されて然るべきだが、未だ何も示されていない（H30）
- 国が偏在是正の名の下に講じてきた地方法人課税における国税化措置（譲与税化、交付税化）は、地方自治体の自主財源である地方税を縮小するものである。こうした手法は地方税の存在意義そのものを揺るがし、地方自治の根幹を脅かす行為に他ならず、そのような偏在是正措置を新たに行うべきではない（H30）

地方法人課税のいわゆる「偏在是正措置」による都の影響額の推移

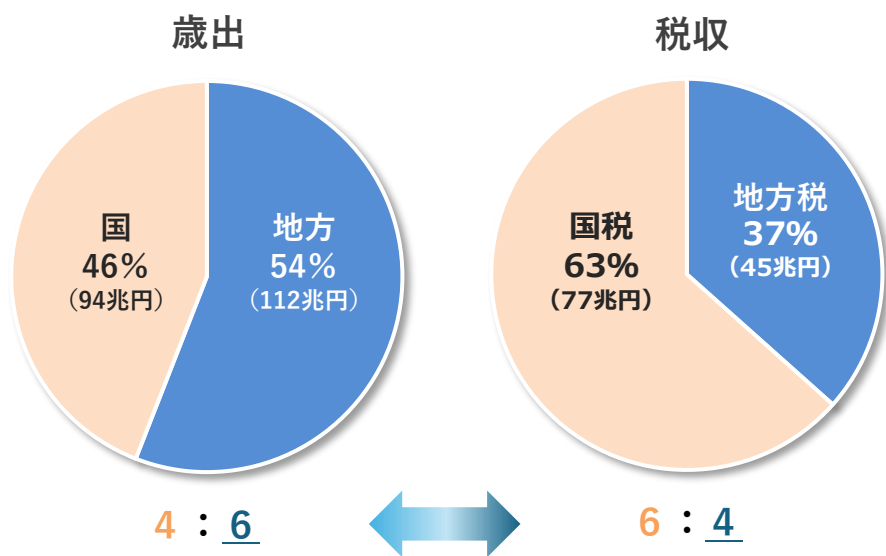
- 地方法人課税の一連のいわゆる「偏在是正措置」により、令和8年度当初予算ベースで年間1.6兆円、累計12.6兆円もの都税が国税化し、地方へ分配されている



いわゆる「偏在是正措置」による地方分権への影響

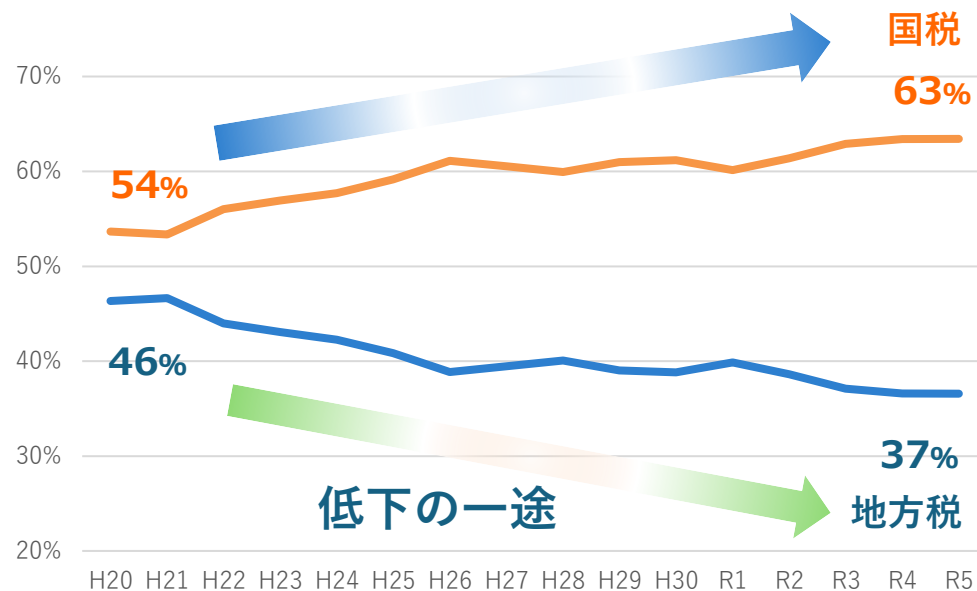
- 我が国の財政は、**歳出と租税収入における国と地方の比率が逆転**しており、**地方税の割合は低下の一途**

国と地方の財源配分（R5年度決算）



注 総務省 地方財政の状況（令和7年3月）より作成

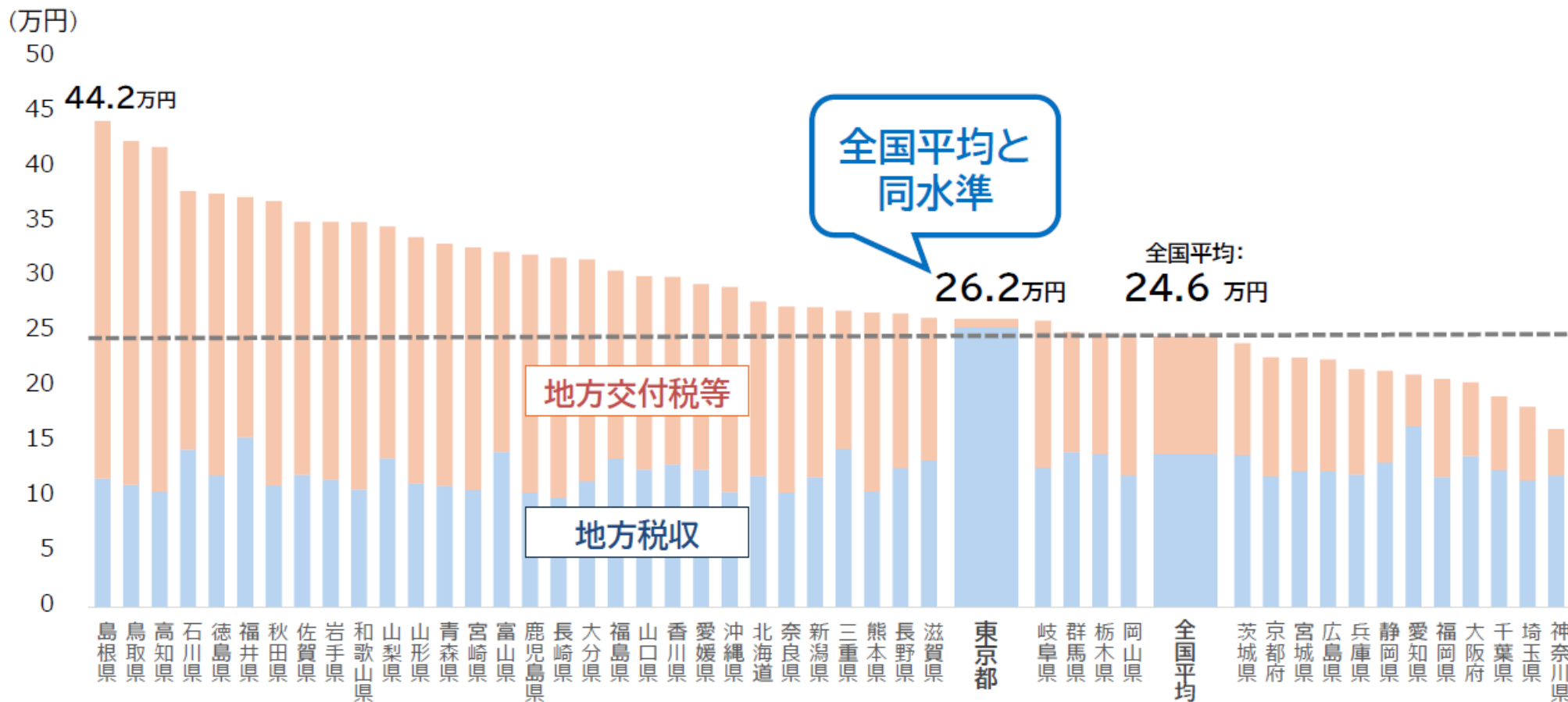
租税収入に占める割合の推移



注 国と東京都の協議会（令和8年4月10日）資料4 東京都説明資料より作成

人口1人当たりの一般財源額（令和6年度決算）

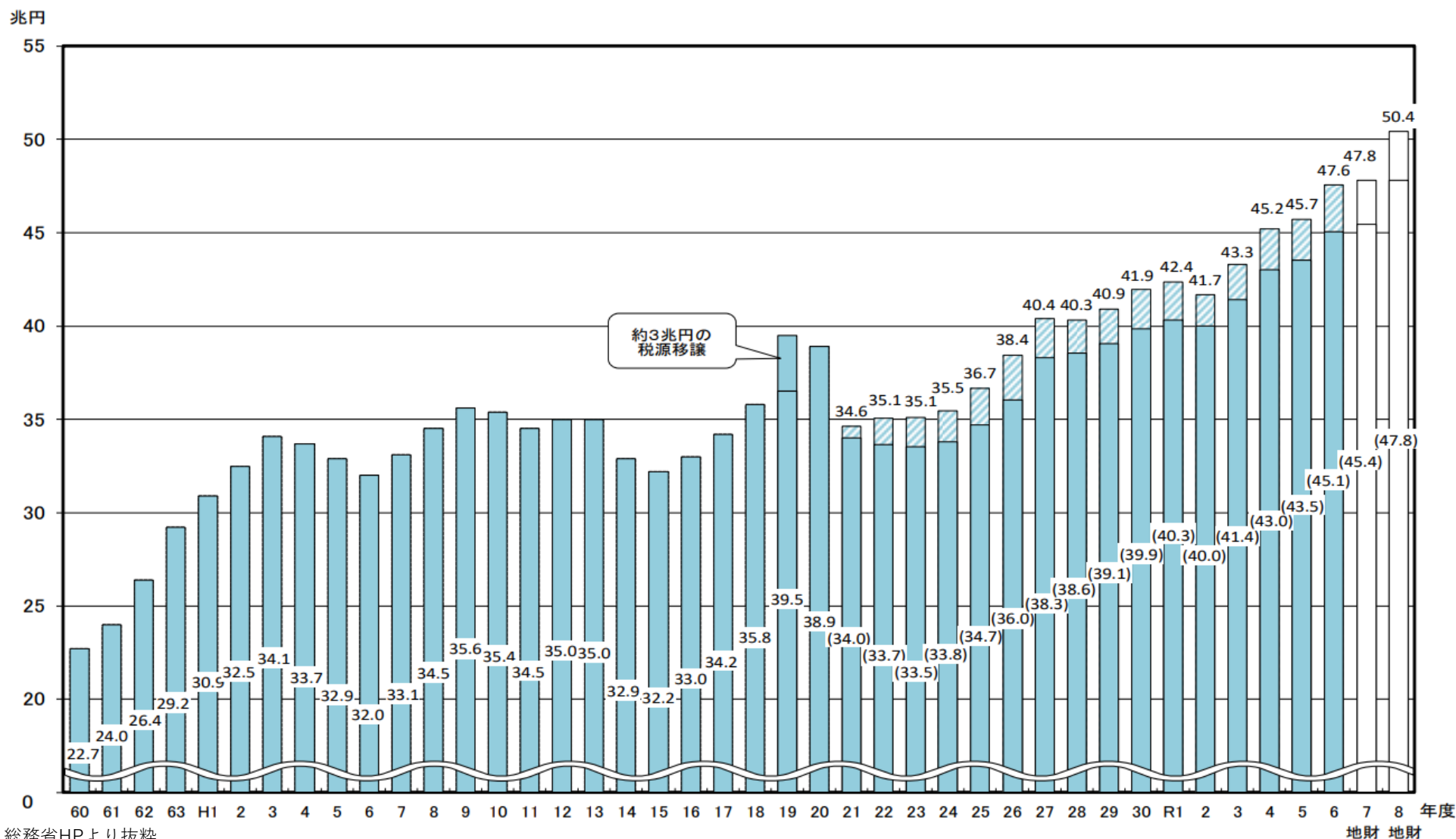
■ 地方交付税等を加えた人口1人当たりの一般財源額で比較した場合、**都は全国平均と同水準**



注 国と東京都の協議会（令和8年4月10日）資料4 東京都説明資料より作成

地方税収の推移（全国）

- 地方税収は、近年、企業収益や消費支出等の増加、地価の上昇等により、**決算ベースで4年連続過去最高**となっており、令和6年度決算（特別法人事業譲与税を含む）では、約47.6兆円となっている。



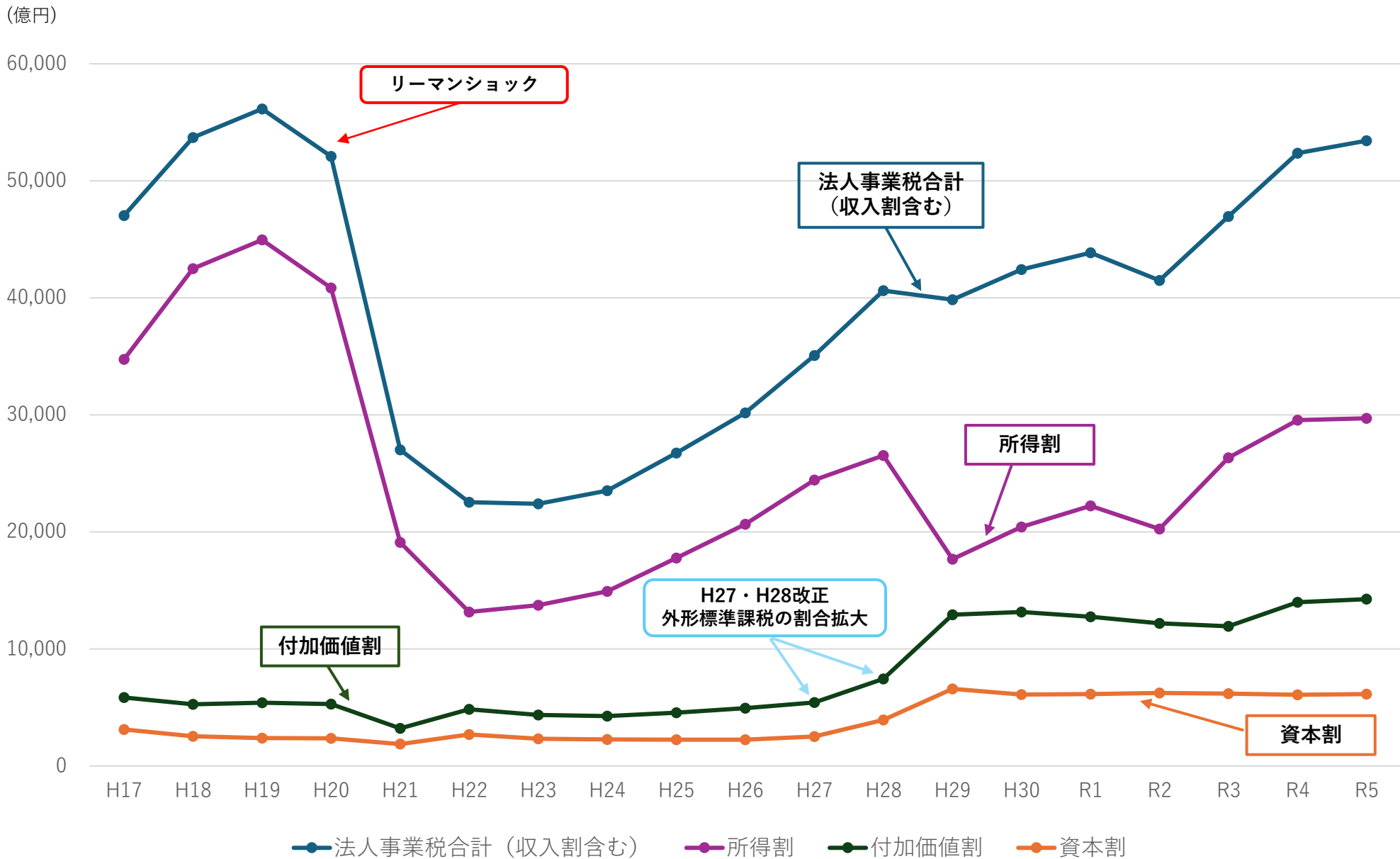
注1 総務省HPより抜粋

2 表中における計数は、超過課税及び法定外税等を含まない。

3 令和6年度までは決算額、令和7、8年度は地方財政計画額である。

4 平成21年度以降の地方税合計の括弧書きは、国から都道府県に対して譲与されている特別法人事業譲与税等を除いた額

法人事業税の割別税額推移（全国）



注1 総務省 道府県税の課税状況等に関する調（平成17年度～令和5年度）より作成

2 地方法人特別税・特別法人事業税を含まない

外形標準課税の概要

外形標準課税の意義（総務省HPより）

外形標準課税は、法人が事業規模に応じて広く薄く負担を担うものであり、**税負担の公平性の確保、応益課税としての事業税の性格の明確化、地方分権を支える基幹税の安定化、経済の活性化等の観点から重要な意義**を有している

注 総務省HPより作成

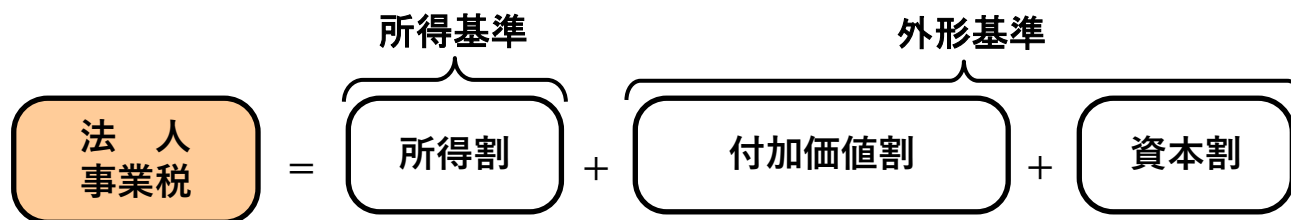
〈制度概要〉

対象

資本金の額又は出資金の額が1億円超の法人^(注1)(収入金額課税法人・公益法人・特別法人等を除く)

注1 ①資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超える法人（改正前に資本金1億円以下であった法人等を除く）及び②資本金と資本剰余金の合計額が50億円を超える法人による完全支配関係のある子法人（資本金と資本剰余金の合計額が2億円以下の法人等を除く）も対象となる。①については令和7年4月1日以後開始事業年度から適用、②については、令和8年4月1日以後開始事業年度から適用。

課税方式



注2 付加価値額 = 収益配分額 + 単年度損益
ただし、収益配分額 (= 報酬給与額 + 純支払利子 + 純支払賃借料) に占める報酬給与額の割合が70%を超える場合は、70%を限度

注3 資本割の特例
1,000億円超5,000億円以下の部分：50%に圧縮
5,000億円超1兆円以下の部分：25%に圧縮
(資本金等の額が1兆円超の場合には1兆円とみなす)

徴収猶予

3年以上連続して所得がない法人や創業5年以内の法人を対象とする徴収猶予制度あり

特例の取り扱い

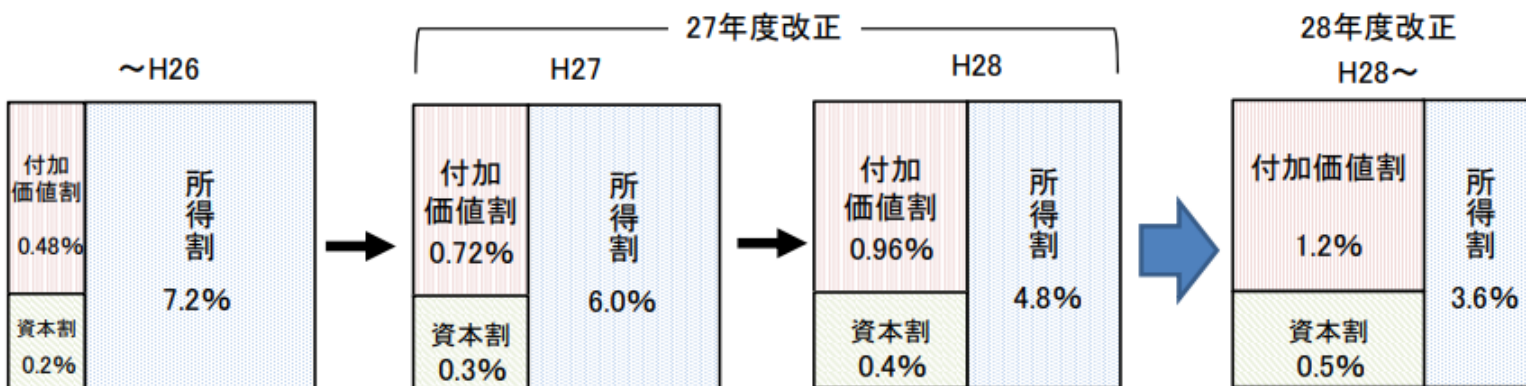
外形標準課税の対象法人は、地方税法第72条の24の4(条例による外形課税の特例)の適用対象外

適用期日

平成16年4月1日以後に開始する事業年度分から適用

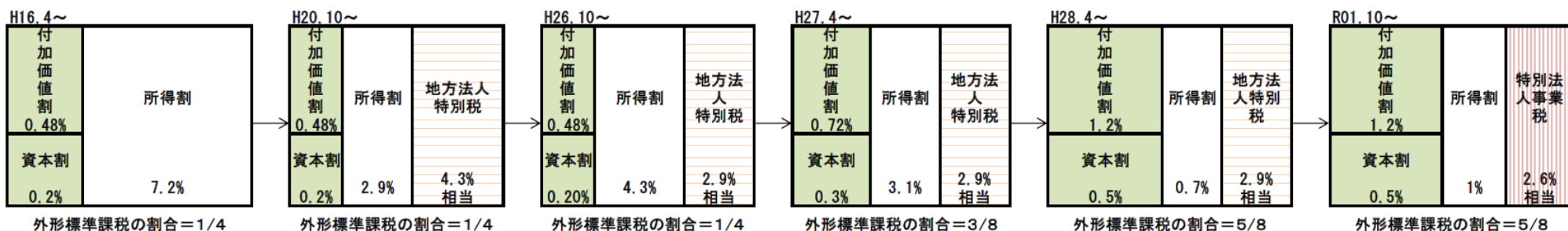
外形標準課税 税率の改正経緯

【外形標準課税の割合】	~H26 2/8	→	H27 3/8	→	H28 4/8	→	H28~ 5/8
			〔27年度改正〕				〔28年度改正〕
【税率】			〔27年度改正〕				〔28年度改正〕
付加価値割	~H26 0.48%	→	H27 0.72%	→	H28 0.96%	→	H28~ 1.2%
資本割	~H26 0.2%	→	H27 0.3%	→	H28 0.4%	→	H28~ 0.5%
所得割	~H26 7.2%	→	H27 6.0%	→	H28 4.8%	→	H28~ 3.6%



注 総務省HPより作成

〈参考〉譲与税を加味した割合



外形標準課税導入までの主な検討経緯

年度	概要
H10	<ul style="list-style-type: none"> ● 政府税制調査会に地方法人課税小委員会を設置 ● 政府税制調査会答申 <p>「引き続き、地方法人課税小委員会を中心に、法人事業税に外形標準課税を導入することについて、具体的な外形基準のあり方や税制度の簡素化の工夫、企業経営や雇用への影響などの諸課題を含めて、精力的に検討を進める」</p>
H11	<ul style="list-style-type: none"> ● 政府税制調査会 地方法人課税小委員会報告を取りまとめ <p>地方法人課税に係る改革の必要性や外形標準課税の導入意義を整理した上で、資本金等の金額や事業活動によって生み出された価値等、望ましい外形標準の類型を整理</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 政府税制調査会答申 <p>「外形標準課税の導入は、地方税のあり方として望ましい方向の改革であり、景気の状態等を踏まえつつ、できるだけ早期にその導入を図ることが望ましい」</p>
H12	<ul style="list-style-type: none"> ● 外形標準課税導入に対しては、景気の問題等もあり経済界から反発の声があったが、都道府県からの強い要望を受け、旧自治省は平成12年11月に外形標準課税制度に関する具体的な制度案を発表
H13	<ul style="list-style-type: none"> ● 旧自治省案に対して各方面から寄せられた意見を踏まえ、外形標準課税に関する総務省の新たな具体案が示された。具体的には、付加価値額を基本としつつ、資本等の金額による課税方式を補完的に併用することとした
H15	<ul style="list-style-type: none"> ● その後中小法人等への配慮等を踏まえた案が示され、平成15年度税制改正により、平成16年4月1日以後に開始する事業年度から、外形標準課税制度が適用されることとなった

外形標準課税導入までの制度設計過程

- 旧自治省（現総務省）案の外形基準は事業規模額を基本とするものであり、賃金課税となることへの懸念や担税力への配慮から、「資本等の金額」を含めた総務省案が示された
- その後、中小法人等への配慮等を踏まえた案が示され、平成15年度税制改正により、平成16年4月1日以後に開始する事業年度から、外形標準課税制度が適用されることとなった

		旧自治省案(平成12年11月)		総務省案(平成13年11月)			外形標準課税制度(H15税制改正)		
課税の仕組み	基準	所得基準	外形基準	所得基準	外形基準		所得基準	外形基準	
	課税標準	所得	事業規模額	所得	付加価値額	資本等の金額	所得	付加価値額	資本等の金額
	導入割合	1/2	1/2	1/2	1/2 2:1		3/4	1/4 2:1	
	税率	4.8%	大法人 1.6% 中小法人 1.0% 資本金1千万円未満の法人の税額は年4.8万円を限度	4.8%	0.66%	0.48%	7.2%	0.48%	0.2%
	対象法人	すべての普通法人		すべての普通法人			資本金1億円超の普通法人(大法人)		
各案の変更点及びその経緯		【旧自治省案→総務省案】 (1)「資本金等の金額」の導入 理由・「賃金課税である」「担税力にも配慮すべき」との指摘を受け、法人事業税額に占める報酬給与額に係る部分の割合を下げるため。 (旧自治省案約35%→総務省案約22%) (2) 中小法人の軽減税率の廃止 理由・税率を一本化することで、課税の仕組みを簡素化するため。			【総務省案→外形標準課税制度】 (1) 外形基準導入割合の減少 理由・導入当時の景気状況を勘案。 (2) 対象法人の縮小 理由・中小法人等への配慮。 ・資本金1億円という基準については、次の①②を勘案。 ①法人税の軽減税率の適用区分 ②法人事業税の分割基準における区分方法				

- 法人事業税収入の「不安定性」は、景気変動の影響を受けやすい法人所得を課税標準としていることに起因するものであり、外形標準課税の導入は、税金の安定化を図る上で重要な役割を果たすことが期待される（H18）
- 法人所得は、法人の事業活動規模を適正に表す指標としては不十分であり、法人事業税の課税標準を法人所得から付加価値などの外形基準へシフトさせることは、応益課税としての性格をより明確化するものである（H18）
- 外形標準課税のうちの資本割については、外形標準課税対象法人の中でも比較的規模の小さな法人の担税力に配慮する必要があるとの観点から導入されたものであり、一定の意義を有する（H18）
- 景気の影響に対して不安定な所得割と比べ、付加価値割・資本割といった外形基準は景気変動に左右されにくい（H25）
- 法人事業税の外形標準課税は、応益課税としての事業税の性格を明確化するとともに、法人の事業活動の規模に応じた薄く広い課税により公平性を確保するものである。また、景気変動に対して不安定な所得割と比べ、付加価値割・資本割といった外形標準課税は景気変動に左右されにくく、税金の安定化に寄与している（R4）